

金融検査マニュアル 新旧対照表

現 行	改定案
<p>自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. 経営陣による自己資本管理態勢の整備・確立状況</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 内部規程・組織体制の整備</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】</p> <p>取締役会等は、内部監査部門に、自己資本管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。⁵例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本管理態勢の整備状況 ・ 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」（以下「告示」という。）並びにバーゼル合意及び「自己資本の基本的項目(Tier I)としての発行が適格な資本調達手段」（平成10年バーゼル銀行監督委員会）の趣旨を十分に踏まえた自己資本規制上の自己資本の適格性 <p>(略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>3. (略)</p>	<p>自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. 経営陣による自己資本管理態勢の整備・確立状況</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 内部規程・組織体制の整備</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】</p> <p>取締役会等は、内部監査部門に、自己資本管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。⁵例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本管理態勢の整備状況 ・ 「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」<u>（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）</u>並びにバーゼル合意及び「自己資本の基本的項目(Tier I)としての発行が適格な資本調達手段」（平成10年バーゼル銀行監督委員会）の趣旨を十分に踏まえた自己資本規制上の自己資本の適格性 <p>(略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>3. (略)</p>

現 行	改定案
<p>II. (略)</p> <p>III. 個別の問題</p> <p>【検証ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> (略) 本章においては、自己資本比率について、告示等の定めるところにより、正確に算出されているかを検査官が検証するためのチェック項目を記載している。なお、本チェック項目により具体的事例を検証する際には、関係法令、監督指針等を踏まえる必要があることに留意する。 <p>(略)</p> <p>1. 自己資本比率の算定の正確性</p> <p>① 【自己資本比率の算式】</p> <p>自己資本比率は、告示第2条(国際統一基準の連結自己資本比率の場合)、第14条(国際統一基準の単体自己資本比率の場合)、第25条(国内基準の連結自己資本比率の場合)及び第37条(国内基準の単体自己資本比率の場合)の算式に従って算出されているか。(ただし、国内基準適用金融機関は、第27条(国内基準の連結自己資本比率の場合)及び第39条(国内基準の単体自己資本比率の場合)の定めに従って、マーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。)</p> <p>② 【連結の範囲】</p> <p>連結の範囲は、告示第3条(国際統一基準の連結自己資本比率の場合)及び第26条(国内基準の連結自己資本比率の場合)の定めに従っているか。</p>	<p>II. (略)</p> <p>III. 個別の問題点</p> <p>【検証ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> (略) 本章においては、自己資本比率について、告示等の定めるところにより、正確に算出されているかを検査官が検証するためのチェック項目を記載している。なお、本チェック項目により具体的事例を検証する際には、関係法令、監督指針等を踏まえる必要があることに留意する。<u>また、国内基準適用金融機関については、当分の間、平成24年3月30日付けの改正にかかわらず、改正前の告示の規定を適用することに留意する。</u> <p>(略)</p> <p>1. 自己資本比率の算定の正確性</p> <p>① 【自己資本比率の算式】</p> <p>自己資本比率は、<u>国際統一基準適用金融機関</u>にあつては告示第2条又は第14条、<u>国内基準適用金融機関</u>にあつては告示第25条又は第37条の定めに従って算出されているか。(ただし、国内基準適用金融機関については、告示第27条又は第39条の定めに従って、マーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。)</p> <p>② 【連結の範囲】</p> <p>連結の範囲は、<u>国際統一基準適用金融機関</u>にあつては告示第3条、<u>国内基準適用金融機関</u>にあつては告示第26条の定めに従っているか。</p>

現 行	改定案
<p>③【自己資本の額】</p> <p>(i) <u>自己資本の基本的項目の額は、告示第5条（国際統一基準の連結自己資本比率の場合）、第17条（国際統一基準の単体自己資本比率の場合）、第28条（国内基準の連結自己資本比率の場合）及び第40条（国内基準の単体自己資本比率の場合）の定めに従って算出しているか。</u></p> <p>(ii) <u>自己資本の補完的項目の額は、告示第6条（国際統一基準の連結自己資本比率の場合）、第18条（国際統一基準の単体自己資本比率の場合）、第29条（国内基準の連結自己資本比率の場合）及び第41条（国内基準の単体自己資本比率の場合）の定めに従って算出しているか。</u></p> <p>(iii) <u>自己資本の準補完的項目の額は、告示第7条（国際統一基準の連結自己資本比率の場合）、第19条（国際統一基準の単体自己資本比率の場合）、第30条（国内基準の連結自己資本比率の場合）及び第42条（国内基準の単体自己資本比率の場合）の定めに従って算出しているか。</u></p> <p>(iv) <u>自己資本の控除項目の額は、告示第8条（国際統一基準の連結自己資本比率の場合）、第20条（国際統一基準の単体自己資本比率の場合）、第31条（国内基準の連結自己資本比率の場合）及び第43条（国内基準の単体自己資本比率の場合）の定めに従って算出しているか。</u></p> <p>(v) <u>自己資本額の適格性について、以下の項目に留意しているか。</u></p>	<p>③【自己資本の額】</p> <p>(i) <u>国際統一基準適用金融機関</u></p> <p>イ. <u>自己資本の普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目及び調整項目の額は、告示第5条又は第17条の定めに従って算出されているか。</u></p> <p>ロ. <u>自己資本のその他Tier 1 資本に係る基礎項目及び調整項目の額は、告示第6条又は第18条の定めに従って算出されているか。</u></p> <p>ハ. <u>自己資本のTier 2 資本に係る基礎項目及び調整項目の額は、告示第7条又は第19条の定めに従って算出されているか。</u></p> <p>ニ. <u>調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額は、告示第8条又は第20条の定めに従って算出されているか。</u></p> <p>ホ. <u>自己資本額の適格性について、以下の項目に留意しているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「普通株式」は、告示第5条第3項又は第17条第3項に掲げる要件の全てを満たしているか。</u> ・ <u>「特別目的会社等の発行するその他Tier 1 資本調達手段の額」は、告示第6条第3項又は第18条第3項に掲げる要件の全てを満たしているか。</u> ・ <u>「その他Tier 1 資本調達手段」は、告示第6条第4項又は第18条第4項に掲げる要件の全てを満たしているか。</u> ・ <u>「特別目的会社等の発行するTier 2 資本調達手段の額」は、告示第7条第3項又は第19条第3項に掲げる要件の全てを満たしているか。</u> ・ <u>「Tier 2 資本調達手段」は、告示第7条第4項又は第19条第4項に掲げる要件の全てを満たしているか。</u> ・ <u>純資産の部に計上される税効果相当額（＝繰延税金資産見合い額）は、</u>

現 行	改定案
<ul style="list-style-type: none"> • ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等については、告示第5条第2項、第17条第2項、第28条第2項及び第40条第2項により、自己資本として適格なものであるか。 • 海外特別目的会社が優先出資証券を発行している場合には、当該優先出資証券は、告示第5条第3項から第5項、第17条第3項から第6項、第28条第3項から第5項及び第40条第3項から第6項までにより、自己資本として適格なものであるか。 • 資本勘定に算入される税効果相当額（＝繰延税金資産見合い額）は、「繰 	<p>「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査委員会報告第66号）等、税効果会計に関する会計基準・実務指針の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日企業会計審議会）及び「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に基づき、適切に負債の部（前払年金費用となる場合は資産の部）に計上されているか。 • 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式、その他Tier 1 資本調達手段及びTier 2 資本調達手段の額は、適切に調整項目に算入されているか。 <p>(ii) 国内基準適用金融機関</p> <p>イ. 自己資本の基本的項目の額は、告示第28条又は第40条の定めに従って算出されているか。</p> <p>ロ. 自己資本の補完的項目の額は、告示第29条又は第41条の定めに従って算出されているか。</p> <p>ハ. 自己資本の準補完的項目の額は、告示第30条又は第42条の定めに従って算出されているか。</p> <p>ニ. 自己資本の控除項目の額は、告示第31条又は第43条の定めに従って算出されているか。</p> <p>ホ. 自己資本額の適格性について、以下の項目に留意しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等」については、告示第28条第2項又は第40条第2項により、自己資本として適格なものであるか。 • 「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」については、告示第28条第3項から第5項まで又は第40条第3項から第6項までにより、自己資本として適格なものであるか。 • 純資産の部に計上される税効果相当額（＝繰延税金資産見合い額）は、

現 行	改定案
<p>延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査委員会報告第66号)等、税効果会計に関する会計基準・実務指針の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。なお、繰延税金資産の基本的項目への算入については、告示第5条第7項、第17条第8項、第28条第6項及び第40条第7項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)及び「退職給付会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に基づき、適切に負債の部(前払年金費用となる場合は資産の部)に計上しているか。 劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行を行っている場合は、当該劣後ローンによる借入れ等は、告示第6条、第18条、第29条及び第41条により、自己資本として適格なものであるか。 「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段」は、適切に控除項目として計上しているか。 <p>④【信用リスク・アセットの額】</p> <p>(i) 信用リスク・アセットの額は、告示第10条(国際統一基準の連結自己資本比率の場合)、第21条(国際統一基準の単体自己資本比率の場合)、第33条(国内基準の連結自己資本比率の場合)及び第44条(国内基準の単体自己資本比率の場合)の定めに従って算出しているか。</p> <p>(ii)～(iii) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑤【マーケット・リスク相当額の合計額】</p> <p>(i) マーケット・リスク相当額の合計額は、告示第11条(国際統一基準の連結自己資本比率の場合)、第22条(国際統一基準の単体自己資本比率の場合)、第34</p>	<p>「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査委員会報告第66号)等、税効果会計に関する会計基準・実務指針の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。なお、繰延税金資産の基本的項目への算入については、告示第28条第6項又は第40条第7項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)及び「退職給付会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に基づき、適切に負債の部(前払年金費用となる場合は資産の部)に計上されているか。 劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行を行っている場合は、当該劣後ローンによる借入れ等は、告示第29条又は第41条により、自己資本として適格なものであるか。 「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段の額」は、適切に控除項目に算入されているか。 <p>④【信用リスク・アセットの額】</p> <p>(i) 信用リスク・アセットの額は、<u>国際統一基準適用金融機関</u>にあつては告示第10条又は第21条、<u>国内基準適用金融機関</u>にあつては告示第33条又は第44条の定めに従って算出されているか。</p> <p>(ii)～(iii) (略)</p> <p>(iv) <u>国際統一基準適用金融機関</u>にあつては、信用リスク削減の枠組みにおいて、<u>規制裁定行為が行われていないか</u>。例えば、信用保証に係るプレミアムや手数料の支払い及びその他の直接・間接に支払われる費用が、移転される信用リスク量と比較して著しく高い取引により、実質的なリスク移転を伴わないまま、<u>短期的に望ましい所要自己資本計算上の取扱いを享受する一方で、長期間に亘り損失を先送りしていないか</u>。</p> <p>⑤【マーケット・リスク相当額の合計額】</p> <p>(i) マーケット・リスク相当額の合計額は、<u>国際統一基準適用金融機関</u>にあつては告示第11条又は第22条、<u>国内基準適用金融機関</u>にあつては告示第34条又は第</p>

現 行	改定案
<p>条（国内基準の連結自己資本比率の場合）及び第45条（国内基準の単体自己資本比率の場合）の定めに従って算出しているか。</p> <p>(ii) (略)</p> <p>⑥【オペレーショナル・リスク相当額の合計額】</p> <p>(i) オペレーショナル・リスク相当額の合計額は、告示第12条（国際統一基準の連結自己資本比率の場合）、第23条（国際統一基準の単体自己資本比率の場合）、第35条（国内基準の連結自己資本比率の場合）及び第46条（国内基準の単体自己資本比率の場合）の定めに従って算出しているか。</p> <p>(ii) ~ (iii) (略)</p> <p>⑦【自己資本規制上の自己資本額の下限】</p> <p>告示第1条第3号で定義する内部格付手法採用行、同条第13号で定義する先進的計測手法採用行に該当する場合は、告示第13条（国際統一基準の連結自己資本比率の場合）、第24条（国際統一基準の単体自己資本比率の場合）、第36条（国内基準の連結自己資本比率の場合）又は第47条（国内基準の単体自己資本比率の場合）の定めに従って算出しているか。</p>	<p>45条の定めに従って算出されているか。</p> <p>(ii) (略)</p> <p>⑥【オペレーショナル・リスク相当額の合計額】</p> <p>(i) オペレーショナル・リスク相当額の合計額は、国際統一基準適用金融機関にあっては告示第12条又は第23条、国内基準適用金融機関にあっては告示第35条又は第46条の定めに従って算出されているか。</p> <p>(ii) ~ (iii) (略)</p> <p>⑦【所要自己資本の下限】</p> <p>告示第1条第3号で定義する内部格付手法採用行又は同条第13号で定義する先進的計測手法採用行に該当する場合は、国際統一基準適用金融機関にあっては告示第13条又は第24条、国内基準適用金融機関にあっては告示第36条又は第47条の定めに従っているか。</p>

現 行	改定案
<p style="text-align: center;">信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>Ⅲ. 個別の問題点</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 【バーゼルⅡの信用リスク管理態勢】 <u>バーゼルⅡの信用リスク管理</u>に関しては、採用手法に応じた適切な態勢が整備されているか。 なお、詳細については別紙の「標準的手法の検証項目リスト」及び「内部格付手法の検証項目リスト」に基づき検証することとする。</p> <p>(i) 標準的手法採用行 イ. ～ハ. (略) ニ. 証券化エクスポージャーの取扱い <u>証券化エクスポージャーのうち、自己資本控除とすべき無格付の部分は自己資本控除となっているか。</u></p> <p>(ii) 内部格付手法採用行 イ. ～ト. (略) チ. 証券化エクスポージャーの取扱い <u>自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能をもつ I</u></p>	<p style="text-align: center;">信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>Ⅲ. 個別の問題点</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 【自己資本比率規制における信用リスク管理態勢】 <u>自己資本比率規制における信用リスク管理</u>に関しては、採用手法に応じた適切な態勢が整備されているか。 なお、詳細については、別紙の「標準的手法の検証項目リスト」及び「内部格付手法の検証項目リスト」に基づき検証することとする。</p> <p>(i) 標準的手法採用行 イ. ～ハ. (略) ニ. 証券化エクスポージャーの取扱い <u>a. 国際統一基準適用金融機関にあっては、以下のものについて、1250%のリスク・ウェイトを適用しているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。</u> ・ <u>告示第8章の規定により、1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー</u> ・ <u>信用補完機能を持つI/0 ストリップス</u> <u>b. 国内基準適用金融機関にあっては、以下のものについて、控除項目となっているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。</u> ・ <u>自己資本控除とされる証券化エクスポージャー</u> ・ <u>信用補完機能を持つI/0 ストリップス</u></p> <p>(ii) 内部格付手法採用行 イ. ～ト. (略) チ. 証券化エクスポージャーの取扱い <u>a. 国際統一基準適用金融機関にあっては、以下のものについて、1250%のり</u></p>

現 行	改定案
<p><u>／0 ストリップスは控除項目となっているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。</u></p> <p>証券化エクスポージャーの原資産に対して適用すべき信用リスク・アセットの計算方法が特定されていない場合には、銀行がオリジネーターであるときは標準的手法、それ以外のときは外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しているか。</p> <p>内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、<u>当該証券化エクスポージャーを自己資本控除としているか。</u></p>	<p><u>スク・ウェイトを適用しているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>告示第8章の規定により、1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー</u> ・ <u>信用補完機能を持つI／0 ストリップス</u> <p>b. <u>国内基準適用金融機関にあつては、以下のものについて、控除項目となっているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自己資本控除とされる証券化エクスポージャー</u> ・ <u>信用補完機能を持つI／0 ストリップス</u> <p>c. <u>証券化エクスポージャーの原資産に対して適用すべき信用リスク・アセットの計算方法が特定されていない場合には、銀行がオリジネーターであるときは標準的手法、それ以外のときは外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しているか。</u></p> <p>d. <u>内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーについて、国際統一基準適用金融機関にあつては、1250%のリスク・ウェイトを適用しているか。また、国内基準適用金融機関にあつては、自己資本控除としているか。</u></p>

現 行	改定案
<p style="text-align: center;">標準的手法の検証項目リスト</p> <p><u>バーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）の導入に伴い、標準的手法採用行（内部格付手法採用行が部分的に標準的手法を用いる場合を含む。）は、従来の自己資本比率規制よりも個々のエクスポージャー毎にリスク・ウェイトをきめ細かく判定して自己資本比率を算出することとなり、保有するエクスポージャーに対して適切なリスク・ウェイトを適用して、正確な自己資本比率を算出することが求められる。これに対応するため、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（金融庁告示第 19 号）（以下「告示」という。）を整理し、標準的手法採用行における信用リスク管理態勢を具体的に確認するための検証項目リストを新たに作成したものである。</u></p> <p>検査官は、本検証項目リストを参考にして、告示及び「<u>バーゼルⅡに関する Q&A</u>」等に基づき、金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。</p> <p>（注）検証項目についての説明</p> <p>特にことわりのない限り、検証項目は標準的手法採用行に対して、ミニマム・スタンダードとして求められる項目である。</p> <p>なお、以下の項目については、経過措置が定められているので、検証時には留意が必要である。</p> <p>① 平成 22 年 3 月 31 日前において、締結する元本補てん信託契約に係る信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、なお従前の例によることができる。</p> <p>② <u>平成 20 年 3 月 30 日まで、派生商品取引の与信相当額の算出対象から除くことができる外国為替関連取引は、原契約期間が「5 営業日以内」とあるのを「14 日以内」と読み替えるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">標準的手法の検証項目リスト</p> <p>標準的手法採用行（内部格付手法採用行が部分的に標準的手法を用いる場合を含む。）は、保有するエクスポージャーに対して適切なリスク・ウェイトを適用して、正確な自己資本比率を算出することが求められる。</p> <p><u>本検証項目リストは、標準的手法採用行における信用リスク管理態勢を具体的に確認するため、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成 18 年金融庁告示第 19 号。以下「告示」という。）の内容を整理し、作成したものである。</u></p> <p>検査官は、本検証項目リストを参考にして、告示及び<u>告示に関する Q&A</u>等に基づき、金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。</p> <p>（注）検証項目についての説明</p> <p>特にことわりのない限り、検証項目は標準的手法採用行に対して、ミニマム・スタンダードとして求められる項目である。</p> <p>なお、以下の項目については、経過措置が定められているので、検証時には留意が必要である。</p> <p>① 平成 22 年 3 月 31 日前において、締結する元本補填信託契約に係る信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、なお従前の例によることができる。</p> <p><u>（削除）</u></p>

現 行	改定案
<p>③ <u>約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が 5 営業日又は市場慣行による期間を超える長期決済期間取引及びその対価の受渡し又は決済を行う取引(派生商品取引に該当するものを除く。)、経過営業日数が 5 日以上となった同時決済取引に係る規定は、平成 20 年 3 月 31 日から適用する。</u></p> <p>④ <u>平成 20 年 3 月 30 日まで、有価証券、コモディティ又は外国通貨及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金について信用リスク・アセットの額を計上しなければならない。</u></p> <p>⑤ <u>平成 18 年 3 月 31 日において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成 26 年 6 月 30 日までの間、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができる。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(注) 用語の定義</p> <p>本検証項目リストにおいて使用する用語の定義は、告示における定義に準拠する。</p> <p>I. (略)</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② <u>平成 18 年 3 月 31 日において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成 26 年 6 月 30 日までの間、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(平成 5 年大蔵省告示第 55 号)を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができる。</u></p> <p>③ <u>国内基準行¹については、当分の間、平成 24 年 3 月 30 日付けの改正にかかわらず、改正前の告示の規定を適用する。</u></p> <p><u>脚注 1 標準的手法の検証項目リストは、便宜上、告示の内容を整理し、作成したものであり、「国際統一基準行」及び「国内基準行」については、金融機関の種類に応じて適宜読み替えるものとする。</u></p> <p>(注) 用語の定義</p> <p>本検証項目リストにおいて使用する用語の定義は、告示における定義に準拠する。</p> <p>I. (略)</p>

現 行	改定案
<p>II. リスク・ウェイトの適用</p> <p>1. エクスポートジャー区分 (1)~(4) (略)</p> <p>(5) 取立未済手形、出資等エクスポートジャーについて適切に区分されているか。</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2. ~3. (略)</p> <p>III. 信用リスク削減手法の利用</p> <p>1. ~5. (略)</p> <p>6. 保証及びクレジット・デリバティブ (1)~(3) (略)</p> <p>(4) 保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は以下のものであるか。 ① 被保証債権又は原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される以下の主体 <u>(i) 中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府</u></p>	<p>II. リスク・ウェイトの適用</p> <p>1. エクスポートジャー区分 (1)~(4) (略)</p> <p>(5) 取立未済手形、出資等エクスポートジャーについて適切に区分されているか。 <u>特に国際統一基準行¹にあつては、出資等エクスポートジャーのうち、重要な出資のエクスポートジャーについて、適切に区分されているか。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7) 国際統一基準行にあつては、特定項目のうち、普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポートジャーについて、適切に区分されているか。</u></p> <p>2. ~3. (略)</p> <p>III. 信用リスク削減手法の利用</p> <p>1. ~5. (略)</p> <p>6. 保証及びクレジット・デリバティブ (1)~(3) (略)</p> <p>(4) 保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は以下のものであるか。 ① 被保証債権又は原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される以下の主体 <u>イ. 中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府</u></p>

現 行	改定案
<p>関係機関、外国の中央政府以外の公共部門及び国際開発銀行 <u>(ii) 金融機関、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社</u> <u>(iii) バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社</u> ② <u>上記①以外の主体で適格格付機関が4-2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの（被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。）</u></p> <p>(5) <u>信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該水準に相当する額を自己資本から控除しているか。</u></p> <p>(6)~(8) (略)</p> <p>7. ~10. (略)</p> <p>IV. 証券化エクスポージャー</p> <p>(1) <u>以下のものは控除項目となっているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。なお、以下のものに個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該引当金の額を差し引くことができる。</u></p>	<p>関係機関、外国の中央政府以外の公共部門及び国際開発銀行 ロ. <u>金融機関、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社</u> ハ. <u>バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社</u> ② 上記①以外の以下の主体 イ. <u>国際統一基準行にあつては、適格格付機関が格付を付与しているもの（被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。）</u> ロ. <u>国内基準行にあつては、適格格付機関が4-2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの（被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。）</u></p> <p>(5) <u>信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該水準に相当する額について、国際統一基準行にあつては、告示第8章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しているか。また、国内基準行にあつては、自己資本から控除しているか。</u></p> <p>(6)~(8) (略)</p> <p>7. ~10. (略)</p> <p>IV. 証券化エクスポージャー</p> <p><u>1. 共通の取扱い</u> (1) <u>証券化エクスポージャーの取扱いは、以下のとおりとなっているか。なお、個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該引当金の額を差し引くことができる。</u> ① <u>国際統一基準行にあつては、以下のものについて、1250%のリスク・ウェイト</u></p>

現 行	改定案
<p>① 自己資本控除とされる証券化エクスポージャー</p> <p>② 信用補完機能をもつI/Oストリップス</p> <p>(2) 資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であって、以下の条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出しているか。</p> <p>① (略)</p> <p>② 原資産に対して有効な支配権を有しておらず、銀行の倒産手続等においても当該銀行又は当該銀行の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に銀行から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等による意見書を具備していること。この場合において、以下のイ. 又はロ. の要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。</p> <p>イ. 譲受人に対して当該原資産の買戻権を有していること。ただし、買戻権の行使が⑥に該当するクリーンアップ・コールである場合は、この限りでない。</p> <p>ロ. 当該原資産に係る信用リスクを負担していること。ただし、①に反しない限度での劣後部分の保有は妨げられない。</p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>(3) 証券化エクスポージャーについて、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、適切なリスク・ウェイトを乗じて信用リスク・アセットの額を</p>	<p>を適用しているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。</p> <p>イ. 告示第8章の規定により 1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー</p> <p>ロ. 信用補完機能を持つI/Oストリップス</p> <p>② 国内基準行にあっては、以下のものについて、控除項目となっているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。</p> <p>イ. 自己資本控除とされる証券化エクスポージャー</p> <p>ロ. 信用補完機能を持つI/Oストリップス</p> <p>(2) 資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であって、以下の条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出しているか。</p> <p>① (略)</p> <p>② 当該銀行が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、銀行の倒産手続等においても当該銀行又は当該銀行の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に銀行から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等による意見書を具備していること。この場合において、以下のイ. 又はロ. の要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。</p> <p>イ. 当該銀行が譲受人に対して当該原資産の買戻権を有していること。ただし、買戻権の行使が⑥に該当するクリーンアップ・コールである場合は、この限りでない。</p> <p>ロ. 当該銀行が当該原資産に係る信用リスクを負担していること。ただし、①に反しない限度での劣後部分の保有は妨げられない。</p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>2. 標準的手法の取扱い</p> <p>(1) 証券化エクスポージャーについて、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、適切なリスク・ウェイトを乗じて信用リスク・アセットの額を</p>

現 行	改定案
<p>算出しているか。</p> <p>(4) 証券化取引における格付は以下に掲げる適格性に関する基準を満たしているか。 ①～④ (略)</p> <p>(5) 証券化取引における格付の利用に関して以下に掲げる基準を満たしているか。 ①～⑧ (略)</p> <p>(6) 以下の①から③までに掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合、当該証券化エクスポージャーは<u>自己資本控除となっているか。</u> ①～③ (略)</p> <p>なお、以下の①及び②に掲げる要件の<u>すべて</u>を満たす場合には、無格付（上記①から③までに該当する場合を含む。以下この項において同じ。）の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。 ①～② (略)</p> <p>また、以下の①及び②に掲げる要件の<u>すべて</u>を満たす場合には、ABCP プログラムに対して提供される無格付の融資枠契約及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、自己資本控除に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと100%のうち、いずれか高い方を適用することができる。 ①～② (略)</p> <p>さらに、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に</p>	<p>算出しているか。</p> <p>(2) 証券化取引における格付は以下に掲げる適格性に関する基準を満たしているか。 ①～④ (略)</p> <p>(3) 証券化取引における格付の利用に関して以下に掲げる基準を満たしているか。 ①～⑧ (略)</p> <p>(4) 以下の①から③までに掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合、当該証券化エクスポージャーは、<u>国際統一基準行にあっては125%のリスク・ウェイトを適用、国内基準行にあっては自己資本控除となっているか。</u> ①～③ (略)</p> <p>なお、以下の①及び②に掲げる要件の<u>全て</u>を満たす場合には、無格付（上記①から③までに該当する場合を含む。以下この項において同じ。）の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。 ①～② (略)</p> <p>また、以下の①及び②に掲げる要件の<u>全て</u>を満たす場合には、ABCP プログラムに対して提供される無格付の融資枠契約及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、<u>125%のリスク・ウェイトの適用又は自己資本控除に代えて</u>、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと100%のうち、いずれか高い方を適用することができる。 ①～② (略)</p> <p>さらに、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に</p>

現 行	改定案
<p>係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとするができる。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとするができる。</p> <p><u>V. CVAリスク</u></p> <p>(1) <u>国際統一基準行にあつては、標準的リスク測定方式を用いて、清算機関等以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しているか。</u></p> <p>(2) <u>国際統一基準行にあつては、前項の規定にかかわらず、債券等に係る個別リスクの算出に内部モデル方式を用いることについて金融庁長官の承認を受けており、かつ、与信相当額の算出に期待エクスポージャー方式を用いることについて金融庁長官の承認を受けている場合には、先進的リスク測定方式を用いて、清算機関等以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しているか。</u></p>

現 行	改定案
<p style="text-align: center;">内部格付手法の検証項目リスト</p> <p><u>バーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）の導入に伴い、内部格付手法採用行は、自行の格付制度や推計パラメータ等に基づき自己資本比率を算出することが認められることになる。内部格付手法採用行は、自己資本比率の正確性・客観性を堅固な内部統制により担保させる必要があり、与信部門から独立した信用リスク管理部署の設置や、内部監査の重要性等が従来以上に強く求められる。これに対応するため、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（金融庁告示第 19 号）（以下「告示」という。）を整理し、内部格付手法採用行における信用リスク管理態勢を具体的に確認するための検証項目リストを新たに作成したものである。</u></p> <p>検査官は、本検証項目リストを参考にして、告示及び「<u>バーゼルⅡに関する Q&A</u>」等に基づき、金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。</p> <p>（注）検証項目についての説明</p> <p>特にことわりのない限り、検証項目は内部格付手法採用行（基礎的内部格付手法採用行及び先進的内部格付手法採用行）に対して、ミニマム・スタンダードとして求められる項目である。</p> <p>なお、以下の項目については、経過措置が定められているので、検証時には留意が必要である。</p> <p>① 平成 22 年 3 月 31 日前において、締結する元本補てん信託契約に係る信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、なお従前の例によることができる。</p> <p>② （略）</p> <p>③ <u>基礎的内部格付手法における、事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト確率（PD）の推計に係る「5 年以上の観測期間」については、平成 19 年 3 月 31</u></p>	<p style="text-align: center;">内部格付手法の検証項目リスト</p> <p>内部格付手法採用行は、自己資本比率の正確性・客観性を堅固な内部統制により担保させる必要があり、与信部門から独立した信用リスク管理部署の設置や、内部監査の重要性等が強く求められる。</p> <p><u>本検証項目リストは、内部格付手法採用行における信用リスク管理態勢を具体的に確認するため、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成 18 年金融庁告示第 19 号。以下「告示」という。）の内容を整理し、作成したものである。</u></p> <p>検査官は、本検証項目リストを参考にして、告示及び<u>告示に関する Q&A</u>等に基づき、金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。</p> <p>（注）検証項目についての説明</p> <p>特にことわりのない限り、検証項目は内部格付手法採用行（基礎的内部格付手法採用行及び先進的内部格付手法採用行）に対して、ミニマム・スタンダードとして求められる項目である。</p> <p>なお、以下の項目については、経過措置が定められているので、検証時には留意が必要である。</p> <p>① 平成 22 年 3 月 31 日前において、締結する元本補填信託契約に係る信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、なお従前の例によることができる。</p> <p>② （略）</p> <p><u>（削除）</u></p>

現 行	改定案
<p><u>日以後1年間は「2年以上の観測期間」、平成20年3月31日以後1年間は「3年以上の観測期間」、平成21年3月31日以後1年間は「4年以上の観測期間」とする。</u></p> <p>④ <u>リテール向けエクスポージャーのPD、LGD及びデフォルト時エクスポージャー(EAD)の推計に係る「5年以上の観測期間」については、平成19年3月31日以後1年間は「2年以上の観測期間」、平成20年3月31日以後1年間は「3年以上の観測期間」、平成21年3月31日以後1年間は「4年以上の観測期間」とする。</u></p> <p>⑤ <u>平成19年3月31日以後3年間に内部格付手法を採用しようとする金融機関について、最低要件に沿った内部格付制度を「承認に先立って3年以上にわたり」使用していることについては、以下の通りとする。</u> <u>イ. 平成19年3月31日前に内部格付手法の採用について承認を申請する場合、「承認に先立って3年以上にわたり」とあるのは「承認の申請をする日に」とする。</u> <u>ロ. 平成19年3月31日以後に内部格付手法の採用について承認を申請する場合「承認に先立って3年以上にわたり」とあるのは「平成19年3月31日以後」とする。</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>平成20年3月30日まで、派生商品取引の与信相当額の算出対象から除くことができる外国為替関連取引は、原契約期間が「5営業日以内」とあるのを「14日以内」と読み替えるものとする。</u></p> <p>⑧ <u>経過営業日数が5日以上となった同時決済取引に係る規定は、平成20年3月31日から適用する。</u></p> <p>⑨ <u>平成20年3月30日まで、有価証券、コモディティ又は外国通貨及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金について信用リスク・アセットの額を計上しなければならない。</u> <u>(新設)</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>③ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>④ <u>国内基準行¹については、当分の間、平成24年3月30日付けの改正にかかわらず、改正前の告示の規定を適用する。</u></p>

現 行	改定案
<p>(注) 用語の定義</p> <p>本検証項目リストにおいて使用する用語の定義は、告示における定義に準拠する。</p> <p>I. (略)</p> <p>II. 内部格付手法の利用</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 適用除外先の適切性に係る検証</p> <p>(1) 内部格付手法の適用除外先としている事業単位又は資産区分について、以下の定量基準の充足状況を定期的に確認しているか。</p> <p>① 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が10%を超えていないこと。</p> <p>② 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が2%を超えていないこと。ただし、当該内部格付手法採用行を子会社とする内部格付手法採用行又は銀行持株会社が存在する場合は、標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットがその内部格付手法採用行又は銀行持株会社（他の内部格付手法採用行又は銀行持株会社の子会社であるものを除く。）の信</p>	<p><u>脚注1 内部格付手法の検証項目リストは、便宜上、告示の内容を整理し、作成したものであり、「国際統一基準行」及び「国内基準行」については、金融機関の種類に応じて適宜読み替えるものとする。</u></p> <p>(注) 用語の定義</p> <p>本検証項目リストにおいて使用する用語の定義は、告示における定義に準拠する。</p> <p>I. (略)</p> <p>II. 内部格付手法の利用</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 適用除外先の適切性に係る検証</p> <p>(1) 内部格付手法の適用除外先としている事業単位又は資産区分について、以下の定量基準の充足状況を定期的に確認しているか。</p> <p>① 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が<u>内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額（国際統一基準行¹にあつては、内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額からCVAリスク相当額を控除した額）</u>に占める割合が10%を超えていないこと。</p> <p>② 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が<u>内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額（国際統一基準行にあつては、内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額からCVAリスク相当額を控除した額）</u>に占める割合が2%を超えていないこと。ただし、当該内部格付手法採用行を子会社とする内部格付手法採用行又は銀行持株会社が存在する場合は、標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に</p>

現 行	改定案
<p>用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が 2%を超えていない<u>こと</u>をいう。</p>	<p>係る信用リスク・アセットがその内部格付手法採用行又は銀行持株会社（他の内部格付手法採用行又は銀行持株会社の子会社であるものを除く。）の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が 2%を超えていない<u>場合</u>をいう。</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>Ⅲ. (略)</p>	<p>Ⅲ. (略)</p>
<p>Ⅳ. 内部格付制度の設計</p>	<p>Ⅳ. 内部格付制度の設計</p>
<p>1. ～6. (略)</p>	<p>1. ～6. (略)</p>
<p>7. 格付付与及びプールへの割り当てにおける評価対象期間</p>	<p>7. 格付付与及びプールへの割り当てにおける評価対象期間</p>
<p>(1) 債務者格付の付与及びプールへの<u>割り当て</u>に当たって、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思を以下の方法その他の適切な方法により評価しているか。</p>	<p>(1) 債務者格付の付与及びプールへの<u>割り当て</u>に当たって、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思について、<u>国際統一基準適用行</u>にあつては、以下の方法その他の適切な方法により評価しているか。<u>また、国内基準適用行</u>にあつては、以下の①及び②の方法その他の適切な方法により評価しているか。</p>
<p>①～② (略) <u>(新設)</u></p>	<p>①～② (略) ③ <u>債務者の特性に応じ、ストレスがかかった状況における資産価値変動に対する債務者の耐性を適切に反映させること。</u></p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>8. ～9. (略)</p>	<p>8. ～9. (略)</p>
<p>V. ～IX. (略)</p>	<p>V. ～IX. (略)</p>

現 行	改定案
<p>X. 証券化エクスポージャー</p> <p>1. 共通の取扱い</p> <p>(1) <u>以下のものは控除項目となっているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。</u></p> <p>① <u>自己資本控除とされる証券化エクスポージャー</u></p> <p>② <u>信用補完機能をもつI/Oストリップス</u></p> <p>(2) 資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であって、以下の条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出しているか。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 原資産の譲渡契約において以下のイ. からハ. の条項のいずれかが含まれるものでないこと。</p> <p>イ. ～ ハ. (略)</p> <p>⑥ 当該証券化取引にクリーンアップ・コールが含まれる場合は、当該クリーンアップ・コールが次のイ. からハ. の条件の<u>すべて</u>を満たすものであること。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>2. 内部格付手法の取扱い</p>	<p>X. 証券化エクスポージャー</p> <p>1. 共通の取扱い</p> <p>(1) <u>証券化エクスポージャーの取扱いは、以下のとおりとなっているか。なお、個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該引当金の額を差し引くことができる。</u></p> <p>① <u>国際統一基準行にあっては、以下のものについて、1250%のリスク・ウェイトを適用しているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。</u></p> <p>イ. <u>告示第8章の規定により 1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー</u></p> <p>ロ. <u>信用補完機能を持つI/Oストリップス</u></p> <p>② <u>国内基準行にあっては、以下のものについて、控除項目となっているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。</u></p> <p>イ. <u>自己資本控除とされる証券化エクスポージャー</u></p> <p>ロ. <u>信用補完機能を持つI/Oストリップス</u></p> <p>(2) 資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であって、以下の条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出しているか。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 原資産の譲渡契約において以下のイ. からハ. <u>までの</u>条項のいずれかが含まれるものでないこと。</p> <p>イ. ～ ハ. (略)</p> <p>⑥ 当該証券化取引にクリーンアップ・コールが含まれる場合は、当該クリーンアップ・コールが次のイ. からハ. <u>までの条件の全て</u>を満たすものであること。</p> <p>イ. ～ ハ. (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>2. 内部格付手法の取扱い</p>

現 行	改定案
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、<u>当該証券化エクスポージャーは、自己資本控除としているか。</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(9) オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、<u>当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除としているか。</u> ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、<u>当該証券化エクスポージャーについて、国際統一基準行にあっては、1250%のリスク・ウェイトを適用しているか。また、国内基準行にあっては、自己資本控除としているか。</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(9) オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、<u>当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額について、国際統一基準行にあっては、1250%のリスク・ウェイトを適用しているか。また、国内基準行にあっては、自己資本控除としているか。</u> ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>XI. CVAリスク</u></p> <p>(1) <u>国際統一基準行にあっては、標準的リスク測定方式を用いて、清算機関等以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しているか。</u></p> <p>(2) <u>国際統一基準行にあっては、前項の規定にかかわらず、債券等に係る個別リスクの算出に内部モデル方式を用いることについて金融庁長官の承認を受けており、かつ、与信相当額の算出に期待エクスポージャー方式を用いることについて金融庁長官の承認を受けている場合には、先進的リスク測定方式を用いて、清算機関等以外</u></p>

現 行	改定案
	<u>の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しているか。</u>